

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 26 日

盛岡市長 内館 茂 様

提出者 〒020-8588

住 所 岩手県盛岡市本宮五丁目 5 番 5 号

氏 名 株式会社 タカヤ

代表取締役社長 細屋 伸央

電話番号 019-659-2811 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社 タカヤ 盛岡本社
事 業 場 の 所 在 地	岩手県盛岡市本宮五丁目 5 番 5 号 (盛岡市内の工事現場)
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	D06 総合工事業
②事 業 の 規 模	令和 5 年の元請完成工事高 121 億 1538 万円
③従 業 員 数	215 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格

盛岡市
A 列 4 番

- 6. 6. 27

廃第

号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書
(別紙)

株式会社タカヤ

事業場の名称 株式会社 タカヤ 本社
事業場の所在地 岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号
計 画 期 間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

- ① 事業の種類 D06 総合工事業
- ② 事業の規模 令和5年の元請完成工事高 121億1538万円
- ③ 従業員数 215人
- ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 次頁

産業廃棄物の種類別排出・処理状況

R6.3.31

廃棄物の品目	性 状	排出量（令和5年度）	処 理 方 法
			- 凡例 - (再)：再生利用 (中)：中間処理 (最)：最終処分 ○：自己処理 ●：委託処理
汚泥	泥状	23.400	粒状固化 (再) ●
			焼却 (中) ●
廃プラスチック類	固形状	108.675	破碎 (再) ●
			焼却 (中) ● 埋立 (最) ●
紙くず	固形状	31.330	破碎 (再) ●
			焼却→埋立〔管理型〕 (中) ● (最) ●
木くず	固形状	62.661	チップ化 (破碎・選別) (再) ●
			焼却→埋立〔管理型〕 (中) ● (最) ●
繊維くず	固形状	2.550	破碎 (再) ●
			焼却→埋立〔管理型〕 (中) ● (最) ●
金属くず	固形状	26.442	破碎 (再) ●
			埋立 (最) ●
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	固形状	8.100	骨材化 (破碎・選別) (再) ●
			埋立〔安定型〕*1 (最) ●
廃石膏ボード	固形状	55.650	破碎 (再) ●
			埋立〔管理型〕 (最) ●
がれき類	固形状	16,429.714	骨材化 (破碎・選別) (再) ●
			埋立〔安定型〕*1 (最) ●
管理型混合廃棄物	固形状	0.520	選別・焼却〔木、紙〕→埋立〔管理型〕 (中) ● (最) ●
			埋立〔管理型〕 (最) ●
がれき類 (石綿含有)		19.052	埋立〔安定型〕 (最) ●
蛍光灯		0.213	破碎・選別→焼却 (中) ●
合 計		16,768.307	

注) *1 必要に応じて埋立前処理 (破碎) を行う。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1. 統括責任者

品質管理責任者

廃棄物担当組織名：安全品質環境グループ 事務局人数 2人

2. 産廃削減委員会

① 廃棄物処理に関する検討

廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を全社的に検討する。

- ・委員長～品質管理責任者
- ・委員～関連部門・部署長
- ・事務局～関連部門品質管理担当者

② 廃棄物処理方針の策定

③ 廃棄物管理規定の策定・改廃

④ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

3. 産廃削減委員、事務局

① 廃棄物処理計画の作成

② 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討

③ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理

④ 委託契約の締結

⑤ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理

⑥ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置

⑦ 監督官庁への各種報告

⑧ 社員、関連会社に対する教育・啓発

⑨ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 産業廃棄物発生量（全体）

令和 5 年度実績	32,126.928 t
【令和 6 年度目標】	12,800.000 t

② 排出の抑制に関する取り組み

- ・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
- ・軟弱地盤における地下工事の工法を改善し、汚泥の発生を抑制する。
- ・工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。
- ・作業所で資材を繰り返し使用する。
- ・再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ゴミの発生を抑制する。

（今後実施する予定の取組）

- ・上記実施事項は継続的に推進する。
- ・設計変更等による資材数量の変化を正確に把握し、搬入する資材の数量を適正に管理する。

産業廃棄物の分別に関する事項

継続して下記の取り組みを行う。

- ・産業廃棄物を適正に管理するため横断的な組織（品質管理委員会）を運営し、部門・作業所での適正な分別・再資源化を図る。
- ・各部門、作業所、協力業者への関係法令に関する教育・訓練を行い、分別・再資源化への取り組みの周知を図る。

① 廃棄物の発生状況と分別方法

品目としては がれき類、廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボード、金属くず、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、混合廃棄物（安定型、管理型）が発生している。がれき類の量は請負工事のため、年度によって増減が大きい。

② 分別方法と問題点

上記の発生品目において適正に分別されている。

特に公共工事においては100%近く再資源化されているが、解体工事やリフォーム工事では多品目少量の廃棄物が発生する為、混合廃棄物も発生している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

全量を委託しており、自社処理は行っていない。今後の予定もない。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

全量を委託しており、自社処理は行っていない。今後の予定もない。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

埋立、海洋投入は行っておらず、今後の予定もない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 優良認定処理業者への処理委託

廃プラスチック類、紙くず、木くず、廃石膏ボード、金属くず、廃石膏ボード等を処理委託している。

② 再生利用業者への処理委託

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、汚泥、廃石膏ボード等を再生利用業者へ処理委託している。

③ 認定熱回収業者への処理委託

該当する処理業者無し。

③ 認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託

廃プラスチック類、紙くず、木くずを委託している。

【別紙】

[illegible]